

# 空き家所有者・管理者の方へ

近年、地域の防災・衛生・景観等の悪化を招く、管理が不全な空き家が増加しています。空き家は、個人の財産であり、所有者や管理者の方の責任で適切に管理していただくものです。

だれしも売却や解体などの決断はしにくいものです。しかし、建物を適切な管理をせずに放置してしまうと、次のような問題が発生するおそれがあります。



## 衛生上の問題

ゴミ等の放置や不法投棄を招いたり、庭の草木が生い茂って、蚊やハチなどの害虫が発生するおそれがあります。



## 景観上の問題

外壁などが傷んで汚れたり、ガラスが割れたまま放置されるなど景観の悪化を招くおそれがあります。



## 防災上の問題

建物が傷み、外壁の脱落や屋根瓦や雨どいの落下、塀の破損により近隣住民や通行人の方などに怪我をさせるおそれがあります。



## 防犯上の問題

不審者の侵入や不法滞在のおそれがあります。  
放火による火災の危険性が高まるおそれがあります。

## 空き家に関する総合窓口

建設課 都市計画担当 TEL 0493-56-4068